

制度・業務

児童扶養手当

父母の離婚、死亡や障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満の児童))を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。受給資格がなくなったとき(婚姻(内縁含む)、父・母の帰還、児童を養育しなくなった等)は、すぐに届け出をしてください。

**受給条件** 公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件等の条件があります。

**定例払い** 7/10(金)

☎ 子育て支援課 ☎072-893-6406

高等学校卒業程度認定試験の受験料補助



中学卒業・高校中退の就職希望者に対して、文部科学省実施の「高等学校卒業程度認定試験」の受験料を補助しています。この試験は高校卒業と同等の資格が得られ、就職活動の幅が広がります。補助を希望する方は、試験の出願前にお問い合わせください。詳細はHPをご覧ください。

☎ 総務課 ☎072-892-0121

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付(予約優先制)



マイナンバーカードの申請(サポート)、交付、電子証明書の発行・更新等の手続きができます。必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

**日時** 7/11(土)・26(日)9:00～12:00

**予約電話** ☎0570-048978(平日9:00～17:00)

**場所** 市役所別館3階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎072-892-0121

マイナンバーカードの訪問申請受付



自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。(郵送は新規申請のみ)

**日時** 7/23(木)・28(水)10:00、14:00

**対象** 市に住民登録があり、病気や障がい等の理由によりご自身で外出することが難しく、マイナンバーカードを申請する方。本人確認書類等、手続きに必要なものは予約時に確認します。

申込条件

- ①訪問先は市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人等は法定代理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員は自動車で訪問するため、無料駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望の場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。
- ⑧写真撮影時の姿勢保持等のお手伝いをするにはできないため、体を動かすことが困難な方は、介助者などが同席してください。

**予約日** 7/1(水)～

**予約方法** 希望日の1週間前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル☎0570-048978(平日9:00～17:00、祝日を除く)(先着順)ご予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施しておりますので、上記予約専用ダイヤルまでお問い合わせください。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎072-892-0121

木造住宅耐震化補助制度



契約前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

補助額

- ①耐震診断補助制度  
1戸あたり上限5万円
- ②耐震改修工事補助制度  
工事費用の80%(上限100万円)
- ③耐震シェルター設置補助制度  
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)
- ④木造住宅除却補助制度  
除却工事費用の23%(上限50万円)

**対象** 次の要件を全て満たす方

- ▷S56.5月以前に建築された木造住宅(①～④)
- ▷耐震診断後の施工(②～④)
- ▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満(②～④)

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121

ブロック塀等撤去・改修補助制度



工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

**対象** 次に該当する塀の撤去・改修

- ▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること(倒壊の危険性があるもの)
  - ▷撤去する塀の高さが60cmを超えること
  - ▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが60cm以下となること
  - ▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと
  - ▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量フェンスとすること
- ※高さはいずれも道路面からの高さ

**補助額** ①撤去:費用の3分の2(上限10万円)  
②改修:費用の3分の2(上限20万円)

※②のみの補助は受けることができません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121



耐震補助金・ブロック塀等補助金の代理受領制度について

「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行う制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121

税・保険・年金

国民健康保険の加入・脱退について

次のような場合は、国民健康保険の資格取得または喪失の届出が必要です。

▷勤め先を退職した等で健康保険の資格を喪失し、国民健康保険の適用を受けるとき

▷就職等により、他の健康保険に加入したとき  
▷他の健康保険に加入している人の被扶養者になったとき、もしくは扶養から外れるとき

手続きが遅れると、最大2年間の保険料をさかのぼって納めたり、資格喪失後に受診した際の医療費の返還(国保負担分)が必要になったりする場合があります。ご注意ください。

☎ 医療保険課 ☎072-892-0121

国民健康保険資格確認書等の更新

現在の資格確認書は7/31(金)で期限が切れます。8/1(土)以降のものは、7月中旬に「茶色」の新しい資格確認書を送付します。マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みの方には資格情報のお知らせを郵送します。

※70歳未満の方の資格情報のお知らせには有効期限がないため、すでにお持ちの方には送付しません。

☎ 医療保険課 ☎072-892-0121

国民年金基金でゆとりある生活設計を



自営業者やフリーランス等、国民年金の第1号被保険者の方が年金額を上乗せできる制度です。詳しくはHPをご覧ください。

☎ 全国国民年金基金 近畿支部 ☎0120-65-4192(フリーダイヤル)